



【適切でない管制指示・・・MEA 未満の高度の指定】

1. 状況・背景

羽田への到着機がY21 を移管高度FL210へ降下中、東京アプローチからSELNO 通過前に“Runway34 Left, cleared via AKSEL 1A arrival, descend via STAR to 12,000.”と指示されました !?

2. 規定ではどうなっているの!?

管制方式基準には以下のように規定されています。

(Ⅱ) 計器飛行管制方式 1 管制承認等【高度の指定】

- (8) 航空機に対して、高度を指定する場合は、原則として以下の方法により行うものとする。
- a 管轄セクター又はターミナル管制所の管轄区域内に適用される次の高度を指定するものとする。
 - (a) 当該機の飛行経路に係る最低経路高度、最低通過高度及び最低受信可能高度(以下「最低経路高度等」という。)以上の高度を指定するものとする。
 - (b) 最低経路高度等が公示されていない経路にあっては、当該機の飛行経路の両側5海里の範囲内の最も高い地形又は障害物の上端から2,000フィート以上の高度を指定するものとする。ただし、レーダー業務を適用している到着機に対しては、当該機の位置又は飛行経路に適用される最低誘導高度以上の高度を指定することができる。
 - (c) 省略

